

令和5年第3回太地町議会定例会会議録

(第3日)

○開会期日 令和5年9月14日午前9時00分

○会議の場所 太地町議会議場

出席議員（10名）

1番 漁野尚登君	2番 森岡茂夫君
3番 海野好詔君	5番 久原拓美君
6番 塩崎伸一君	8番 筋師光博君
9番 花村計君	10番 水谷育生君
11番 福田忠由君	

欠席議員（1名）

7番 三原勝利君

○出席した事務職員は次のとおり

事務局長 漁野チエミ君 書記 松本悟君

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長 三軒一高君	副町長 漁野洋伸君
会計管理者 執行貴弘君	総括課長 久保亨一君
総務課長 由谷陽久君	総務課副課長 森本直樹君
総務課主査 和田正希君	住民福祉課長 下津公広君
住民福祉課企画員 稲藪江美君	産業建設課長 山下真一君
産業建設課副課長 脊古景君	産業建設課副主幹 奥田耕司君
産業建設課主査 井上正哉君	くじらの博物館長 稲森大樹君
くじらの博物館副館長 中江環君	教育長 宇佐川彰男君
教育次長 漁野文俊君	教育委員会主幹 櫻井敬人君

○本日の会議に付した事件

追加日程第1 各常任委員会の閉会中の継続調査

日程第22 一般質問

△開 会 午前 9時00分

○議長（福田忠由君）

おはようございます。ただいまから再開いたします。本日の会議を開きます。

お諮りします。ただいま、各常任委員長より閉会中の継続調査の申し出があります。これを日程に追加し、追加日程第1として、各常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、各常任委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し議題とすることに決定いたしました。

△追加日程第1 各常任委員会の閉会中の継続調査

○議長（福田忠由君）

追加日程第1 各常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。各常任委員長から委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によってお手元にお配りいたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第23 一般質問

○議長（福田忠由君）

日程第23 一般質問を行います。森岡茂夫君ほか1名の諸君より通告がなされております。順番に発言を許可いたします。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

それでは通告に従って、一問一答で質問をしたいと思いますのでよろしくお願ひします。まず、太地町の移住支援事業についてお聞きしたいと思います。太地町の移住支援資金制度が令和5年度から始まったというふうに聞いておりますが、この概要、対象者だとか、支給金について確認をしたいと思います。お願ひします。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

5年度からというところは、ちょっとこちら認識不足なのですが、和歌山県が行っております移住支援制度、これによる補助金を得た方に対して、移住支援金を世帯当たり100万円、単身で来られた場合は60万円、18歳未満の帯同者がいらっしゃった場合は1人につき100万円を加算するという支援を行っております。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

そうですか、私、度々、ここの定例会の一般質問で、移住者に対する支援金制度を採用すべきだということでお尋ねしたんですが、例えば2021年の第4回定例会で当時の総務課長は、移住支援は行わない、その理由として、津波でやられるところを、移住どうですか、補助金ありますよということでもちがそれを進めていかという問題がありますというふうに明確に答弁しております。ということは、2021年の時点では、この支援金制度はなかったんじゃないですか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

町独自の支援金というのは、今も実施はしていないんですが、和歌山県が行っている事業に参画して全市町村が参加している、こちらの支援金だけご用意しているという次第です。以上です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

いやそのとき、私は県が支援事業をやってて、そして太地町もそれを受けられると思って質問実してるんですよ。それに対してそういうことを答えだったんですね。であれば、まだその答弁が生きてるんであれば、その当時もありましたよという、もしそうであれば、後でもう1回確認しといてください。2021年ですから2年前ですか、その時点で本当にこの支援金制度があったのかどうか、もしそのときの総務課長の勘違いでもしあったんだとしたら、この今、現時点で移住者が津波の浸水予想地区に移住してきたときは太地の支援金は支給しませんか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

こちらの県の支援制度にのっとったものについては、近隣市町村と足並みをそろえる形で実施をしております。以上です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

昨日も申し上げたとおり、議会での発言、答弁というのは非常に私は重いと思っております。ですから、2021年の第4回定例会での総務課長の答弁は、修正または撤回しますか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

当時の答弁につきましては、太地町独自の移住支援事業実施するかどうかということでの認識に基づいての発言と考えております。ですので、撤回することはありません。以上です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

それは、ちょっと執行さんは当事者じゃないから認識のずれがあります。私は一般質問するに当たって、課長とも何度か話し合っております。ですから、私は津波浸水地域があるからその地区に移住したときは受けられないというふうに理解してしまったんです。誤解であればそれは修正しなきゃいけない。それで、それを受けて、私は当時、横浜から太地町に移住したいという若い夫婦から相談を受けたんです。支援金が受けられないのかということで私は議会で答弁があった、支援金が受けられないというふうに答えてしまった。でも、何とかありませんかというふうに若い夫婦から度々、わざわざ太地町まで来られたんですよ。それで、私は今年の4月に、その後、今年の2月にも若い家族、5人家族、子供3人いる小さなお子さんがいる家族が同じ質問を私のところに来たんです。この人たちを、やはり何とか太地に来たことを喜んでほしいなと思ひまして、今年の4月に私は県庁へ行きました。太地は、まず、県の移住支援制度には何か災害だとかそういった制限の要件はあるかというふうに確認に行きました。そしたら、明快に回答がありました。津波の浸水予想地区に対する制限はしていない。そこに移住したとしても、県の支援金は出しますというふうに明確に回答してくれました。それ以外にも制限がないということで、それで太地へ戻ったら、おって電話がありまして、去年の6月から土砂災害の特別区域、いわゆるレッドゾーン、ここに関しては、移住推進空き家活用事業だけは制限しますというふうにご連絡をいただきました。太地町の場合は、レッドゾーンへの移住に関してはどういうふうに取り扱いますか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

太地町がご用意してます、この移住支援制度というのは、先ほど申しましたように、県の移住支援金を受けられた方が対象としております。ですので、要件自体は県に倣って行います。以上です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

この移住支援、先立って役場から要綱をいただきました。太地町の移住支援金というのは、今、執行さんがおっしゃられたとおり、県のまず支援制度が先ですね、それが受けられないと、太地も駄目だと。これで少し難しいのが、この和歌山県の支援事業というのが幾つもあるんですよ。例えば、マッチング支援事業、それから起業支援事業、移住支援事業、この事業の対象になった方が太地町は支援金を出すかどうかということで検討をすると、そういうふうな2本立てになってます。まず、このマッチング支援事業だとか、起業支援事業だとか、移住支援事業の概要について、手短で結構ですので、概要を教えてください。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

まず、マッチング支援事業は、県の要綱要領をもとに回答させていただきますと、県が和歌山県就活サイクルプロジェクトの参画企業の求人情報を掲載する県就活支援サイトにおいて、移住支援事業の移住支援金の対象となる法人の求人情報を掲載するとともに、国と連携協力協定を結ぶ民間求人サイト運営事業者の求人サイトにも当該求人情報を掲載する。ここで、掲載された企業さんにまず就職するというのが、そちらとセットになって就職することを支援する事業というのはマッチング支援事業になります。続いて起業支援事業というのが、県が起業支援機関を設置して、地域再生計画に定める社会的事業の分野において、デジタル技術を活用して地域課題の解決を目的とした起業をする者及びSociety 5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野においてデジタル技術を活用した事業承継または、第二創業をする者に要する経費の一部を補助する事業及び事業の立ち上げ等に関する伴走支援の事業、こちらにおいて行っている補助金を出しているのが起業支援事業になります。以上です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

今日、一般質問するにあたって、今年の7月に私は県庁へ行ってまいりました。もう一度最終確認をしようと思って、県の支援制度について勉強に行ったんですが、これちょっと驚いたんですけど、当日、三つの窓口に行かされました。まず、企画部移住定住推進課、それから、商工観光労働部労働政務課、それから、公益財団法人和歌山産業振興団、この三つの窓口を回るようになって、非常にそれぞれで説明を受けたんですが、非常にあの複雑なんです。というのは、その課がオーケー出せば、全てがオーケーというふうな、どうも段取りになってないですね。でも、たまたまこの企画部移住定住推進課の方と商工観光労働部の労働政務課の方が、たまたまこの南紀の人だったもんですから、もう極めて親切に対応してくれたんですが、やっぱり彼らも隣の窓口行ってくださいということで、というのは、そこで決断するためには、ここがオーケーじゃなきゃいけない、ここがオーケー出すためにはここがオーケーでなきゃいけないという3段方式、三段壁みたいになってんすね。それでちょっととなると、太地町の支援金も。結局その日私勉強して分かりました。先ほどのマッチングにしても、起業にしても、実はわかやま地域課題解決型起業支援補助金、これを対象者で補助金をもらった方でないと、この全ての事業が駄目だっていうのが分かったんですね。私はもう本当びっくりしたんです。ということは、太地町の支援金もこのわかやま地域課題解決型起業支援補助金が一番頭のクリアしなきゃいけない支援金なんじゃないかな。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

私もこの一般質問の通告をいただいて調べさせていただいたんですが、恐らく、少し誤解の部分があると思います。今、議員おっしゃいましたわかやま産業振興財団のその補助金が必要なもの確かにあるんですが、今回の支援金というのが2本立てとといいますか、3パターンに分かれます。1パターンがですね、先ほどのマッチング支援事業、これを通じて就職した方で移住された方、この方に対して出す移住支援金、県がこのマッチング支援事業をしたということで出す移住支援金、こちらの移住支援金を出したことによって、太地町が出す移住支援金、これが1パターンです。もう1パターンが、議員、今おっしゃいましたわかやま産業振興財団のほうで用意されてる、起業支援事業として出してる補助金、こちらを受けられた方、こちらを受けられた方ということで、県が移住支援金を出す。この移住支援金を出したことで、太地町の要件になるという2パターンが二つ目。もう1パターンがですね、これが令和3年から拡大されたものらしいんですが、こちらに移住してきたことによって、テレワークをしてこちらに住んでいただく方、あとは専門の人材ということで認められた方などの要件が追加、拡充されたんですが、こちらを要件を満たしたということで受けられる移住支援金。その移住支援金を受けられたということで、太地町の移住支援金の対象になると

いう、この3パターンがあるようです。以上です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

そうですか、当日は、次の窓口、次の窓口でいわゆる人1か所で全ての回答が得られなかったものですから、パッチワークのように私は組み合わせて、なおかつ県から、もう、詳しいことはここに書いてあるから読んどいてくれと言われて、それを勉強した結果、私はちょっと勘違いした。いずれにしろ、太地町独自では判断できないということだと思います。その県の支援金を受けるにあたって、今おっしゃった三つのパターンの中の一つにですね、今、執行さん自身も答弁してくれましたけど、Society 5.0というのがありますね。私、Society 5.0って何ぞやと。それに関連する産業分野において、デジタル技術を活用し、そして起業する者に対して補助します。それをクリアしないと、太地町の支援金も出せないのかとちょっと驚いて、Society 5.0に該当するような付加価値の高い産業分野というのは、もし太地町で相談があった場合は、どういう職業が予想されますかね。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

議員おっしゃいますように、非常に分かりにくい、新しい言葉が生み出されたのかなというふうに感じております。何となく雰囲気として、今、やっぱりAIとかを活用して、この東京オリンピック以降デジタルを活用した社会にしていこうということで、国も進めておりますので、そういう人工知能などを利用した産業なのかなというふうに考えてはいるんですが、詳しいところまで詳細に詰められておりません。以上です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

いやこれね、もう本当にこの県の要綱を読むと、もう本当に太地に移住した人が本当に支援金を受けられるのかなと、もう私も頭抱えました。それで、具体的に支援金を出した移住者が何をやってるのか教えてくれませんかと言って県にお願いしたら、びっくりしました。私の知り合いがいたんですよ。実はね、本宮町で3年前からかな、本宮大社の少し手前、元の役場の手前のところ、ガソリンスタンドの前に若い女性がシュークリームをつくってます。これ、私がニュースで見えすぐ家内と一緒に買いに行ったんですけど、なんと県が最初に紹介してくれたのがその事業なんです。それと、Society 5.0とどんなにかかわるのか、私にはもう全く理解ができないんですけど、それでまちにお願いしたいのは、移住希

望者があらわれた。まず、私のところへ相談あったのが二つの家族、一つは、1組の家族はもう今年の2月に移住しております。最初に相談あった横浜の若いご夫婦は、まだ支援金制度が受けられる自治体も検討して、まだ太地町には決心をしてくれてないんですが、それで、もし窓口に相談があったときに、やはり分かりやすい事例、こういう事例もありますよ、そういうことがやっぱり必要かなと思うんすよね。しゃくし定規に、Society 5・0なんて言ってしまったら、もうちんぷんかんぷんになってしまいますので、例えば高齢者、障がい者等へのアシスト事業で支援金をもらった人もおります。これはもう太地でも十分できる話ですよ。そういった分かりやすい事例を、移住を検討している人に十分説明できるように、担当部署のほうでもやはり勉強を重ねていただきたい。それを、今残念ながら移住支援金に関しては、太地は積極的に広報しておりません。ぜひ、ホームページやなんかでもきちっと広報をしていただきたいと思います。前に、昨年だったか花村議員のほうからすすね、これだけ子育てがしやすい、あるいは老人に優しい事業を行っているのに、それを積極的にアピールすれば、もっともっと、ここで子育てをしたいだとか、そういう移住者が私は増えてくるんじゃないかなと思ってますので。もう、できたら、移住を呼びかけるページを1ページつくってもいいんだと思います。そうすれば、太地が今やっている教育の給食の無償化だとか、もう本当にほかのまちよりも先進的にやってきたことがアピールすることにもつながりますので、ぜひそれはやってほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

私も、今回これを勉強するにあたって、非常に難しい枠組みだなというふうに教えていただきました。議員おっしゃるように、私どもでこれだけ迷うので、一般の方はもっと迷われるんだろうなと感じております。ですので、その部分も踏まえて、担当部局としてより、どうすればもっと伝わるのかというところは勉強していきたいと思います。移住支援へのホームページ等でのアピールという点についてですが、こちらのご用意している補助金、議員はないというふうに誤解されてたというところもございますので、こちらの補助金についてのアピールというのは、やっぱりおっしゃるようにしていこうと考えております。以上です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

ぜひ、一緒に勉強して、やっぱり1組でも多く、1人でも多くの子供たちが太地に移住して喜んでくれるような、そういうまちにしたいと思っております。昨日も、相当前に移住してきた方がいて、次の質問にも関連するんですが、その移住した方のお隣の家がもう、今台

風でひどい状況になって、私はさぞお困りだと思って昨日も行ったんですけど、危険は感じてるけど全く文句は言わない、太地に移住したことを本当に喜んでると言ってくれて、僕は涙出そうになったんですけど。さて、よろしくお願ひします。次に、自然災害対策についてお聞きしたいと思います。先立っての台風7号の被害は非常にひどい状況で、私の同級生の大工が言うには、これだけ傷んだ建物を修繕をお願いされるのは、もう本当に初めてだと言っておりましたけど、まず、補正予算なんかのあれにも、資料にもありましたけど、この台風7号によって公共施設の大きな被害、大きいものでいいんですが、どういう被害がありましたか。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

今回の被害で公共施設、まず施設本体としましては、施設の壁が剥がれるとか、例を言うならば、暖海避難タワー施設の壁が剥がれたり、あとは樋の破損とか、一昨日の補正予算の議案にもありましたけども、小学校のプールの更衣室の屋根が飛んだり、そういった被害、後は塩害、後は倒木等ですね、そういった被害がありました。以上です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

住民からもずいぶん瓦が破損したとかというふうに聞いてますが、被災証明の申請というのありましたか。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

4件の罹災証明の発行をしております。以上です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

罹災証明、被災証明。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

罹災証明です。以上です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

その台風の当日、8月14日、これ月曜日だったんですが、朝11時半に太地町全地区に対して警戒レベル3、警戒レベル3というのは高齢者等避難を促すという警報が防災無線から発令されました。このレベル3になったときに、高齢者や、いわゆる災害時の要援護者に対して、太地はどのような対応をするのか、そういう計画書があるのか、今回、何をやったのかをお答えください。

○議長（福田忠由君）

稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

うちのほうでは、認知症がある一人暮らしの人で避難の必要性の判断が難しい人、かつ家族も近くにおらず判断をしてくれる人がいない場合は、事前に電話で確認をしたり、直接訪問して本人の意向を聞き避難の準備をすることがあります。今まで対応してきた方は、現在施設に入っていたり、ショートステイ利用中など自宅にいる人が今回はいなかったため、避難所開設時は特に住民福祉課から声掛けを行った対象者はいませんでした。本人さんから避難をしたいという判断をしてくれて、でも自分では避難所に行けないという方が、役場のほうに電話をくれた場合は、その方については自宅の方まで迎えに行かせていただきました。以上です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

実は今年の3月に田辺市から防災の講演を頼まれて講演をやったんですが、そのときに、私いつものように、地震、それから津波、土砂災害について、お話をして、その中で一番質疑があって、それから田辺市の職員からも問い合わせがあったのが、実は大地震だとか津波というのはいつ来るのか分からないですね。ただ、土砂災害だけは大雨が予想されたときに、ある程度予測ができるわけですね。それで、やはり高齢者だとか、要支援者は一刻も早く私はやっぱり避難所に移動すべき、もう命を救うのはそれしかないと思ってるんですね。それで、私はその日ちょっと勇気を持って提案をしたんですが、地区、地区で自主防災が判断をしたら、市にお願いをして公用車を出してもらって、高齢者だとか要支援者がある一定地区までは自主防災が中心になって集まって、そこから市のバスで避難所に行く、そういう積極的な対策をとったらどうでしょうかという提案をしたら、非常に大きな反響をいただきました。今、太地は買い物支援バスだとか、今後、この間の町長の答弁では、総合病院への移動やなんかも検討していただけるということなんですが、そういう発想をこの土砂災害、大

雨警報が出たときの土砂災害から命を守るために、そういった仕組みを考えられないでしょうか。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

今、太地町がやっている対応としましては、今、稲藪企画員のほうから申し上げたとおり、こちらから積極的にそういった方に、要配慮が必要な方にお声掛けをして避難を促すと、その人の意思を踏まえて、希望するのであればこちらから迎えに上がると、一応そういった対応で今、進めていますので。以上です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

この後お話をするんですが、太地町の場合は海から狭い平地があって、そしてすぐ高台になってます。残念なことに、その高台のほとんどがレッドゾーンに県は指定しました、数年前に。ですから、大雨があったときに、やはり認知症だとか家族がいない人たちだけではなくて、私はレッドゾーンの地区に住んでる人たちにも、やはり積極的な広報が必要じゃないかと思います。なぜなら、レッドゾーンなんて言っても恐らく大変失礼ながら職員の方でも知らない方がいるんじゃないかと思いますね。レッドゾーンの怖さというのは、もう本当に起きてみないとわからないですが、これはやはり、国が全国の自治体、47都道府県に指令を出して、レッドゾーン、イエローゾーンの指定をやったわけですね。和歌山県は、いち早く今、指定が、もう調査が終わっております。それをやはり、やっぱり新たなステージに、私は災害危機に対応するには、レッドゾーンの指定が国がやれと言って、47都道府県が終えたわけですから、やはり、住民の命を守る新しいステージを迎えていると思います。だからもう一度、単なる認知症の方だけでいいのか、レッドゾーンの地区の場合は健常者であっても呼びかけをする、そういう行為が必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

レッドゾーンを含めた中で、やっぱりこういう山のはたの住民さんとか、やっぱり危険な被害の可能性のある地域への呼びかけの仕方というのは、私もちょっとどういった感じが一番いいのか模索しているところです。マイク放送等で一応注意喚起はしているんですけども、もっとなんでしょうね、警戒感を呼びかけるというんですか、そういったちょっと方法については、ちょっとまだいろいろほかの自治体の例もちょっと参考にしながら考えていきたい

と思っております。その要配慮者の方につきましても、また住民課のほうとも相談しまして、よりよい方法で進めていけたらなと考えています。以上です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

レッドゾーンの対応の仕方をどうしていくかというのは、もう本当に各自治体が今検討が始まったばかりですので、ぜひ前向きにさせていただきたい。ただ、3月に田辺市で講演やったときに、私、実はレッドゾーンはこのこのこの地区ですよとかいうのを大きなスクリーンに映し出すのをしているのか、まずいいのか、いわゆる住民に不安を与える可能性がありますので、市を通り越してそういうものを見せるというのを、まず事前に総務課長のところに確認に行きました。でも、ぜひやってほしいと、自分たちはなかなかまだ県が指定を終えたばかりで、全くほとんど何も広報はやってないので、今日はそれのきっかけにしたいから、ぜひ、ハザードマップやなんかも見せて、そこには家が映ってますから、ここが危ないんですよということを見せてほしいということでお話をいたしました。もうぜひ、ほかの基礎自治体等も連携しながら検討を進めていただきたいと思います。次に、指定一般避難所の備蓄についてお聞き、その前に当日の14日の13時4分に駅舎防災複合施設を自主避難所として開設しました。16時、夕方4時ちょうどに多目的センターを避難所として、また、駅舎複合施設を自主避難所として開設しておりますと防災無線から流れました。この駅舎と多目的センターにどれだけの人が避難したのでしょうか。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

避難者ですけども、駅舎のほうは6名、多目的センターのほうは22名の方が避難をされています。以上です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

それでは、避難所の備蓄について確認をしたいと思います。太地町のホームページを見ると、指定一般避難所として13の施設がホームページに掲載されてます。例えば、1番目が太地町の中学校、それから、13番目が駅舎複合施設、この13の施設が掲載されてますが、この避難所には、例えば私のところから一番近い東明寺には何を備蓄しているのでしょうか。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

東明寺さんのほうには、ちょっと備蓄のほうはしていません。避難というところの協力のみとなっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

やっぱり、これホームページを見ると、同じ同列、駅舎も、多目的センターも避難所としての備蓄は整えてるんじゃないかというふうに、これを見る限りは思ってしまう可能性もあります。太地の場合は、まだ大体が大雨による避難ですから、もう翌日には皆さん帰られますよね。ところが、これから起こり得る大災害は、下手すれば避難所で半年も、1年も暮らす可能性があるんですね。そういったことも踏まえて、これはすぐにできることではないと思いますので、この13の施設の備蓄がどういうものが最低限必要なのかということを検討してほしいと思います。いかがでしょうか。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

一応、今も備蓄のほうはそろえています。ただ、今、東明寺さんとか一部ないところもあるんですけども、そこはちょっと個人のところもありまして、なかなか置かしてもらうスペース等もお願いしにくい部分がありまして、東明寺さんにはちょっと置いてはいないんですけども、今の議員さんの提案も踏まえまして、改めて備蓄の量とか、改めて見直し等をしていきたいと思います。以上です。

○議長（福田忠由君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

毎年、当初予算見ていただけたら分かるように、備蓄については重要課題だと思ってそろえております。それを、毎年、毎年どのような分量がいいのかということで、査定、審議の上、決めておって、また議会に提出しておりますので、そのときに、また、いろいろ議論していただけたらいいと思うんです。ただ、当局としては、今のやり方で何とか強力に推し進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

その備蓄について、もう一つ提案をしたいと思います。私、今年に入ってから、御坊の隣

の美浜町、それから田辺市、そして那智勝浦町で防災の講演をやっておりますが、そのときに、私、やっぱりこの地区では毎年のように台風による大雨暴風災害がありますので、避難所へ逃げることをやっぱり大事だというお話をします。そうすると、こういう声が物すごく多いんです。行きたいけど足がない、それから行って、夜、何度もトイレに起きてみんなに迷惑をかけるのがつらくて行きにくい、それから、後小さな子供が騒ぐと迷惑をかけるので行けない、あともう一つ、あそこに行くとなかなか身体的につらいという意見が非常に多いんですね。それで、私、今回も避難所を二つ、多目的センターと駅舎を見に行きました。まず、多目的センターは私も利用させてもらってますけど、スポーツのときに使うクッション性のある薄いマットの上で皆さん横になっておられました。問題は駅舎です。駅舎が、薄い畳、厚さ1センチぐらいですか、薄いござほど薄くはないんですけど、もう少し厚みがあるんですけど、そこに横になっておられました、毛布と。これは、非常に私は、特に駅舎の場合は床が固いですから、物すごい私つらいだろうなど、少なくとも私だったらもうすぐ腰を痛めますが、他に寝具はないんでしょうか。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

ダンボールベッドと今のマット、毛布、これも予備がありますんで、床がちょっと冷えまして、毛布かけるだけじゃなくて、それを床に、シートの上に引いてクッション代わりにしたりですね、いろいろそういった形で今まできてたんですけども、やっぱり避難所の生活の質の向上というのは、国のほうもいろいろと避難マニュアル等でも改善といいますか、環境の整備というのは言うてきてますので、いろいろと前任のほうからも今引き継ぎ、私も受けています。ダンボールベッドもあるんですけど、なかなかその組み立てとか、後の管理がなかなかちょっと大変というところがありましたので、今、折り畳み式の簡易的なベッド、そういったものを順次そろえていきたいと考えています。そういったところで、今、順次やっていますんで、よろしくをお願いします。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

ダンボールベッドは何台ありますか。それから新宮市だとか那智勝浦町、串本町はダンボールベッドの会社と協定を締結してますが、太地町は締結してますか。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

ダンボールベッドの在庫としましては、今現在90ございまして、協定は交わしていません。以上です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

90台あるんですか。だったら、この間使ってほしかったですね。私、まだ議員になったばかりのころに防災の提案の中で、一般質問の中で、大阪府のダンボールの製造販売会社Jパックスとの協定を検討しました。ちょうど副町長が総務課長のときだったと思いますが、こことは話し合いは行ったでしょうか。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

ちょっとしたか、してないかはちょっと記憶にございません。以上です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

ぜひ、後で確認しといてください。その後、私あちこちのあの自治体で防災講演して、その結果、もう今、新宮だとかみんなここと協定を結んでますので、せっかく近隣まで彼らは来ようという強い意志を持ってきてますので、検討していただきたいと思います。私は、駅舎は、大至急ダンボールベッド、組み立ての問題、管理の問題どころじゃないですよ。あれは新築したばかりですから、そんなことを想定して設計しなきゃいけない。私はあれ、竣工のときにもう本当に驚いたのは、建築士として、防災士として、この二つの視点から一番驚いたのは、避難者が横になるところが土足なんですよ、あれ。なおかつ、かたい素材でできてます。これは、もう本当に避難所としてはもう国のガイドラインから大きく外れてるなというふうに思っております。それはでも、できてしまったわけですから、やはり改善をしなきゃいけないですね。まず、ダンボールベッドが普及し始めたのが、私の記憶では、東日本大震災あたりからだと思います。東日本大震災あたり、2度も続いた新潟地震のときには、相変わらずこういう床に寝てましたんでね。それで、なぜ床にじかに寝てはいけないかって、これ後で確認しといてください。国のガイドライン見たら明確に書いてます。床に近いところにじかに寝ると、まず、体が起こすのが大変だということで、エコノミークラス症候群、いわゆるじっと同じ姿勢でいる時間が長くなると病気になります。これの危険性が極めて高い、これはもうちゃんと数字として出てます。それから、床に近いと人が歩くと埃が舞いますので、風邪だとかインフルエンザを起こしやすい、これも国のガイドラインにそ

う書いてあります。国というのは内閣府です。内閣府の避難所運営ガイドラインというのがありますので、もちろん持っておられると思いますけど、ダンボールベッドなどの導入を目指しなさいと明記してます。避難したのに、かえってそこで体を痛めた、インフルエンザになったっていうのは言語道断です。それを、やっぱり、ダンボールベッドになって、体のだいぶ楽になったよという、そういう口コミが1人でも多く、一刻も早い避難を私は促すんだと思うんです。あそこに行ったけど、もうせきをするのもつらかったというのは、すぐ太地が広まってしまうから、ぜひ、先ほどのJパックスなんかはダンボールのパーティションも提供してますので、早急に検討してほしいと思います。いかがでしょうか。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

そのベッドの問題ですけども、はい、そこはもう私のほうも今のリスク、体が起こしにくいであったり、感染の問題、その辺でダンボールベッドを購入したわけなんですけども、いろいろやってみて、いろいろと課題がありましたので、今度は簡易的なベッド、これを徐々に買いそろえて、そういった改善に努めていく考えを持っています。以上です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

先月だったんですけど、臨時議会がありましたね。実は臨時議会で、私は尾鷲市に呼ばれてたんですが、あのとき尾鷲市は6日間の防災合宿訓練をやっております。ちょうど臨時議会の朝、私は市長と協議することになってたんですけど、それができなかったんですが、そのときに、午後から市長が帰られた後、ダンボールベッドの組み立てに一般住民に慣れてもらおうということで、子供と高齢者を選んでベッドを組み立ててもらいました。もう子供の場合は、もう遊びの延長として取り組みますから、物すごい勢いでベッドが組み立てていきました。だから、僕、組み立てが難しかったっていうのがどうもよく分からないんですが、ぜひ前向きに検討してほしいと思います。次に、レッドゾーンの指定緊急避難場所についてお聞きしたいと思います。今日は傍聴席にも人がおられますので、指定緊急避難場所というのが何かっていうの、ちょっとお話をしたいと思いますが、先ほどの避難所の場合は建物なんですけど、緊急避難場所というのは高台だったりだとか、もう屋根も何もないけどとにかくそこに逃げてくださいということで、太地町のホームページを見ると、一番が太地中学校グラウンド、それから一番最後の15番が駅舎防災複合施設となっておりますね。後、これ恐らく皆さん驚くと思いますけど山中2号線も指定されております。いわゆる高くなってますので、3年前だったですかね、津波警報が鳴ったときにも、山中2号線に逃げた私の同級生がいま

したから、これ知らなかったらしいですけど、それが指定緊急避難場所です。そのうち、15のうち8か所が土砂災害時には避難してはいけないということで、バツ印になってます。例えば、順心寺、東明寺、浅間山、白鯨横山（たかばべ園地）というんですか、それから石垣記念館の裏山とかそういうところがバツ印になってます。これは、レッドゾーンが指定された後、もう1回見直しをやってますか。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

この部分につきましては、ここのバツの意味としましては、イエローとレッドの部分について、バツが記載されていると理解をしております。以上です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

最新の情報なわけですね。ちょっとこの表を見てよく分からなかったんですが、駅舎、複合施設が土砂災害時にはバツとなっております。まず、これが知りたい。それから、台風の日日の18時48分に、ただいま太地町に大雨警報が発令されました。これに伴い町内全域に対して警戒レベル4です、避難指示を発令。これは全住民が逃げてくださいよということですね。その後、多目的センターと駅舎を避難所として開設していますとなっておりますが、この駅舎がバツになっている意味と、防災無線から流れたこととの関連性というのがよく分からないんですが、ちょっと説明をお願いします。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

はじめに、この駅舎のバツの意味につきまして、イエローゾーンにあたっているということで、それをあらわしています。そういうエリアに避難所があるというところの課題があるんですけども、総合的に判断しまして、駅舎の地理的状況というんですかね、ああいう建物が新しくなりました。そういったところで、それ以前にあるリスクはあるんですけども、それ以上に建物もかなり堅固なものと思っていますので、総合的に判断しまして、今回は開設をしております。以上です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

私もその判断は正しいと思っております。実は、ここ2年程何度も県庁へ行って、レッド

ゾーン、イエローゾーンの安全、住民の安全性をどう確保するかということで私なりの考えを伝え、また県の方針を話し合いを行っておりますが、レッドゾーン、イエローゾーンは全く人が住んではいけないという考え方は私は間違っていると思います。それは、もう憲法に保障された個人の自由を侵害するものですから、それを除去するのが行政の役割であり、議会の役割であり、政治の役割だと思っておりますので、今後もこれについては議論していきたいと思っております。次に、くじら博物館の避難対策についてお聞きしたいと思います。新聞報道を見ると、9月1日防災の日にくじら博物館は防災訓練を行っております。職員、確か30何人が避難所、浅間山へ避難したと掲載されておりましたが、浅間山はレッドゾーンなんですけど、あえてそこに避難訓練をした理由を教えてください。

○議長（福田忠由君）

中江くじらの博物館副館長。

○くじらの博物館副館長（中江 環君）

今のご質問についてお答えいたします。あえてというふうに議員さんおっしゃいましたけれども、かつてから、博物館に最も近く一定の高さが確保できるということから浅間山を避難場所として利用していたということがございますので、まず一番近く避難できる場所として浅間山を設定いたしました。以上です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

館長、副館長が本当に真摯に取り組んでおられるのは高く評価しております。ただ、先ほど前段で申し上げたとおり、国の指導で47都道府県全てがレッドゾーン、イエローゾーンの指定というのが、つい数年前、和歌山県の場合はまだ二、三年前です。ということは、新たなステージに入ったんだと私申し上げましたよね。それはぜひ理解していただいて、もう一度、避難訓練のあり方というものを検討をしていただきたいと思います。これは、防災担当にお聞きしたいんですが、まちのホームページでは、浅間山は指定緊急避難場所の災害区分を見ると、地震はペケ、駄目ですよ、逃げちゃ駄目ですよ。水害もペケ、逃げちゃ駄目ですよ。土砂災害もペケ、津波だけが丸になってますけど、浅間山は津波のとき丸になってるのはどういうことでしょうか。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

浸水しないエリアであるということで、丸になっています。以上です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

ここなんですね、もう一度見直してほしいと思います。災害というのは、最近の災害は複合災害なんですよ。大地震プラス津波、あるいは大地震プラス土砂災害だとか、複合災害なんですね。だから、地震は駄目だけど津波は丸というのは、これ複合的に起こり得る可能性があるという視点で、もう一度やっぱり避難場所の災害区分を僕は検討すべき段階になってるんじゃないかと思います。というのは、皆さん、土砂災害というのは大雨の後に起こる。だから、大地震があつて津波が来ても浅間山は大丈夫だろうという前提に立ってるとしています。でも、大地震によって大規模崩壊が起きた例というのはたくさんあります。私自身は、もう太地町に引っ越してきたので現地には行ってないんですが、報告だけは受けておりますが、2018年に起きた北海道胆振東部地震、これはもう皆さん写真報道で見たと思いますけど、山がなくなってしまう、大地震によって、それだけの大規模土砂災害が起きております。これは、私自身がかかわった例では2008年、ちょうど東日本大震災の実は3年前に物すごい地震があつたんです。岩手・宮城内陸地震という、ここで栗駒山荘というところが土砂災害にも巻き込まれて、未だに行方不明の方がいらっしゃるんですけど、ですから、地震と土砂災害は決して無縁ではないという、そういう視点に立ってもう一度、この避難所の検討をするべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

今の提案を踏まえまして、改めて見直しを行いたいと思います。以上です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

ちょっと先を急ぎます。私は、今年の3月議会定例会で、くじらの博物館の避難対策として命山を提案しました。博物館長として、担当部署に検討を要望しましたか。

○議長（福田忠由君）

稲森くじらの博物館長。

○くじらの博物館長（稲森大樹君）

検討は要望しておりませんが、命山というもののそういった災害対策については確認しております。以上です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

私も防災士として、くじらの博物館、昨日13万人をやっと超えたんだと、13万5,000人を超えると、これは独自に館が運営できるということは、ますます来館者を増やそうというまちの方針だと思います。であれば、やはり安全対策、例えば我々が劇場だとか、デパート設計したら、そこにいる不特定多数の来館者をどうやって命を守るか、そういうことをもう入念な計画を行います。くじら館は、多いときには数千人単位で来る場合もあります。そこで大災害が起きる確率が何パーセントかとか、そういう問題ではない。来る来館者を増やすことを目的にするのであれば、安全もセットでまた私は考えるべきだと思ってます。これは、私の防災士としての提案です。私はくじら館の来館者の安全を守るには、三つの方法があると思います。まず、くじら館そのものを建て替えたときに、あるいは今の建物に付加して避難施設に行くということですね。屋上はどうなってるのか分かりませんが、まず、施設そのものを避難施設として改築、もしくは建て替える。それから、近隣の駐車場や何かになってるところに避難タワーを建設するというのが2番目、三つ目が、命山の築造です。私は、その三つのうち命山をぜひ推薦したいと思います。なぜかしたら、あそこ観光地ですから、あの下里にあるような鉄骨の避難タワーをドンとつくるわけにいかないですよ。見た目もよくないです。命山であれば、いつ来るか分からない災害時だけではなく、平常時に例えば駐車場、それから公園、展望台、各種イベントスペース、子供たちを集めたりとか、そうすると、そこの運営するための雇用も発生します。お土産屋さんとか、例えばイベントの日にはお土産屋さんとか、キッチンカーなどが来れば、住民の新しい事業にもつながっていくわけですね。ですから、この命山は、くじら館の近くにつくる命山は、普段からまちの役に立つ、私は一石二鳥だと思います。私のその提案を受けて、美浜町は二つの命山をつくりました。一つは2,000人収容です。一つは1,600人収容です。ここは、もう普段から公園になっています。ぜひ、くじら館長は積極的にまちを動かして、まず向こう方面に出張があったときには、美浜町へ寄ってみてください。役場に寄れば案内してくれますので、自由に普段から入れますので、私は期待しております。今、昨日の議論の中で未収金の話があったりして、大変苦しい時期だと思います。我々も一緒になってそれを解決しなきゃいけないと強く思っております。ただ、そんなときに、館長、副館長は若い、これ太地にとっては宝物ですよ。ぜひ、来館者の命を守る、その先頭に立ってほしいと思います。いかがでしょうか。

○議長（福田忠由君）

稲森くじらの博物館長。

○くじらの博物館長（稲森大樹君）

まず、防災意識に関しましては、令和3年度から防災訓練を開始しまして、3回積み重ね

ております。そういったこともありまして、私たち職員一同、そういった防災意識に関しては高めているような状態となっております。また、3回の防災訓練を積み重ねて、各回取り組み方、内容というのも変化してきております。今回、森岡議員からもご指摘ありましたように避難場所、土砂災害の可能性があるということで、この避難先についても、今後どうしていくかということも含めて、防災訓練の内容を考えながらいろんなパターンで想定して訓練を積み重ねていきたいと思っております。また、命山に関しては、恐らく静岡県の例を確認させていただきましたが、一時避難場所がないような地域に命山を立てられたというところで、太地は土砂災害区域もありますけれども、命山に代わるような高台であったり、ほかに利用すべきところもあると思いますので、総合的に考えながら、命山を一つの案として検討させていただければと思います。おっしゃるとおり、多くのお客様がお越しいただける中で、そのお客様の災害から守るということも一つの使命だと思っておりますので、そういったことは今後検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

もう本当にくじらの博物館は、レッドゾーンのハザードマップ見て確認していただきたい。全部レッドゾーンで囲まれてるんですよ。だから、高台があっても逃げられない。今のお話だと、それでも逃げる方法があるかを検討していただけるということで、私もそれは検討を続けたいと思っておりますので、よろしくお願いします。時間がなくなりましたので、次に災害時に危険な空き家対策についてお聞きしたいと思います。台風7号で、新屋敷の元クリーニング店だと思うんですが、ただ、昨日も近隣の住民がいうには肉屋さんだったって言うんですけど、私は全くその記憶はないんですけど、そこが、今回の台風7号で、今回だけじゃないんですが、今までも大風が吹くと近隣に迷惑をかけてきた。この台風7号の被害は、今までも一番最悪でしてね。壁だとか、屋根材が飛散して近隣の方たちが翌日の15日はみんなで清掃をいたしました。昨日も私、今日の質問するために現地に行って写真を撮りに行ったら、近隣の人たちがゴム手袋をはめて、どうしても危険な屋根からぶら下がった壁が外れないんだと、森岡さんこれどうしたらいいかという相談を受けたんですが、役場には苦情は届いてないですか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

そういった事案もあるということで、誰の持ち物かなとか、そういう形での、正式な相談というか、そういう形ではあまり記憶にないんですが、悩み程度の相談という形ではあった

かと思います。以上です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

そうですか。先立って、通告に当たって執行さんと話し合いをしていますが、まず、現地をあの後見に行ったかどうか。もし、見に行っていないんだったら分からないかも知れませんが、これ、法律上は不良空き家になるのか、あるいは特定空き家になるのか。もし、見たのであれば、どういう感触を持っておられますか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

申し訳ありません、あ後は確認はできておりませんが、その事案は把握しております。そこから把握している感覚から申し上げますと、どちらにも該当すると考えております。以上です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

そうですね。私も不良空き家なんだろう、特定空き家なんだろうかということで、実は、元ここに住んでた方から、近隣にご迷惑をかけてるんだと、非常に心が痛い、何とか相談に乗ってほしいということで、それで私お話を聞きまして、所有者は誰ですかと聞いたら、わからないっていうんですね、残念なことに。僕はその隣の家で育ったもんですから、子供のときから親しくさせていただいてるので、何とか我がこととして調べようと思って、実は法務局に行って謄本や何かを取りました。この謄本を持って、後、役場の地籍図も取りました。ここに書いてある方、名前は申し上げませんが、この方はご存じですかって元住人に聞いたら、全く分からないと、つながりも分からないということでした。それと、その元住人のご親戚もいらっしゃいますので、その方にも聞きに行きましたけど、やっぱり分からないということなんですね。ということは、恐らく何らかの縁戚関係はあるんだと思うんですが、それが自分の先祖なのか、おじいさんなのか、ひいおじいさんなのかも全く分からないということなんですね。だから、所有者が分からない。だから、もちろん賃貸料も払ってこなかったというのが実情のようです。であれば、私は不良空き家じゃなくて特定空き家だと思っております。これ、もう時間もないので長く議論できないんですが、和歌山県の特定空き家判断基準ということで冊子が出ておりまして、そのこのフロー図を見ると、どうもこの建物は私は所有者が、これ役所用語で所有者等が不明・不存在の特定空き家に当たるのではないかと

と思うんですが、所有者が分からない場合は不良空き家じゃなくて特定空き家ではないかという私の判断には間違いはないでしょうか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

まず、不良空き家というものなんですが、不良住宅ということで定義をされておりまして、住宅地区改良法に基づく定義になります。特定空き家というものが、空家等対策の推進に関する特別措置法、こちらに基づく定義になります。所有者が分からないから特定空き家ということではなくて、空き家の状態が危険かとか、迷惑をかけてるかというところの程度に応じて判断されることになります。不良住宅については、法の趣旨に基づいて、こちらの住宅地区改良法に基づく施策を進めていくということであれば、不良空き家なのかどうかというところの判断として行ってきますので、そのときは不良空き家として見ていくかどうか。空家等の対策の推進に関する特別措置措置法に基づく対策を、施策を行うということであれば特定空き家に該当するのかどうかというところの根拠法に基づいて、どちらの施策を選ぶのかというところでの、そんな物件がどちらなのかという判断になります。その中で、今回の議員さんがおっしゃられる事案については、どちらの定義にも当てはまるのではないかと個人的には考えております。以上です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

ありがとうございます。不良空き家に対して解体の補助金を出しているまちがこの南紀地方に新宮だとか、那智勝浦町、串本、出してないのが太地町と古座川町だけらしいです。これは、那智勝浦町からそう聞きました。不良空き家に対して解体の補助金、那智勝浦町は50万円、これと、特定空き家の一番の大きな違いは何ですかと、この間窓口で聞きましたら、所有者が分かるか、分からないかが判断基準として、那智勝浦町はそういうふうに運営していると言っておりました。これは参考意見として、聞いといていただければと思います。これを、住んであった住人は責任感で自分の所有物ではないのに、近隣に迷惑をかけてるということで心を痛めてますので、これは例えばまちに寄附をするってことはできないんでしょうか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

寄附をいただけるのであれば、一番スムーズに物事が進むとは考えているんですが、寄附

をするにあたっては、やはり所有権ということを確認していただかないとできませんので、どなたの所有かということが分からない場合は難しいのかなと考えております。以上です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

私も、これ初めてではなくて窓口でも何回か相談に乗っていただいて、所有者が分からないとだめなんですよということで、それで今回こういう謄本やなんかも取りに行って、もう明らかに私が知る範囲の関係者全員がその人の名前が分からないということでした。これは、だから寄附ではなくて、所有者不明・不存在の空き家として対応するしかないと思います。その場合は、どういう方法があるのか私も勉強いたしました。もう二つしかどうもないみたいですね。行政代執行と、それから相続財産管理人を定めて土地を売りに出すなり、貸すなり、事業を起こすなり、そういうことをやる、そういう方法しかどうもないようです。それを実際にもう始めてる田辺市やなんかも先立って勉強に行っていました。これ、ぜひ特定空き家なのか、不良空き家なのかの検討を始めていただきたいと思います。いかがでしょうか。もし、その検討するのであれば、何か申請書を出すだとかそういう方法が必要なんでしょうか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

検討するに当たって何か申請ということは、特に必要はございません。こちらの事案ということだけでなく、全国的にもそうですが、所有者が分からない、まだ確定できないものについての対応というところは、かなりどの自治体も悩んでる事案でありますので、いろんなことを勉強しながら解決の糸口を探っていきたいと考えております。以上です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

これ、最後のお願いです。実はあそこは人通りも多い、特に盆暮れ、お彼岸の時期になると車もたくさん通りますし、後、通学路にもなってるんですね。昨日、結局近隣の人と私、頑張りましたが、どうしても外せない。もうでも、次の台風では必ず飛ぶだろうという建材がぶら下がってます。でも、私のはしごとか用意せずに行ってしまったものですから、外せなかったんですが、これ、不良空き家にしろ、特定空き家にしろ、もし検討を始めても、それが住民の安全を図る、安心をしてもらうところまでいくには相当の時間がかかると思います。それまで危険な状態で手つかずに放っておくというのは、これはやっぱり大きな問題

だと思います。もし子供に当たったりしたら、もう本当大変なことになりますので、それで、これはお願いと提案なんですが、今ある条例、それから道路法などの法律を駆使して、まずは危険を除去する方法を探してほしい、探すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

検討したいと思います。以上です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

これ、私も子供のころからお世話になった近隣の人たちからの強い要望があって、ぜひうちの安全を図ってほしいというふうに強くお願いされております。ただ、やはり元々一緒に暮らした人たちなもんですから、元の住人に対して誰もやっぱり強く言うのも、言わない僕はそれやっぱり太地のすばらしいところだなと思います。そこで、やっぱり必要なのは行政の役割だと思います。住民のいさかいだとか、そういうものが起きる前に安全・安心を図ってほしいと思います。執行さんの腕にかかっているとしますので、ぜひ、よろしく願います。私の一般質問は以上で終わります。

○議長（福田忠由君）

森岡茂夫君の質問を終わります。暫時休憩します。10時40分より再開します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時40分

○議長（福田忠由君）

再開します。次に、漁野尚登君。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

一問一答で一般質問あります。1、伐採について。①国立公園内の伐採についてということで、令和5年第1回定例会において、1、太地町の工事について、①伐採についてということで質問したところ、国立公園内の特別地区における伐採については、許可が必要なのに許可を取らないで伐採した可能性が出てきました。そのとき三軒町長が、議員言われるように、もう一度、環境省にこちらから行って、また来てもらうなりして、再度確認いたしたいと思いますので、よろしく願いますということでした。それで令和5年第2回定例会において、その回答をもらおうと再度質問しましたが、回答はもらえませんでした。令和5年3月10日に質問し、その回答が令和5年6月15日になってももらえないということにあ

きれてしまいました。まあ、いろいろあったと理解しておりますが、これからはこういうことがないようにお願いしておきます。今回は回答がもらえるのでしょうか。

○議長（福田忠由君）

山下産業建設課長。

○産業建設課長（山下真一君）

はい、回答させていただきます。まず、6月にやり取りさせていただきながら、所長のほうもこちらへ来ていただいたり、現地確認等何回か担当者の方とかやり取りした結果、7月に入りまして、一応、始末書のほうを提出するということになりまして、7月21日付に始末書を提出させていただきました。その後、近畿地方環境事務所長からですね、8月21日付に嚴重注意文書ということを頂戴しまして、終了というふうになっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

だったら、やっぱり法律に違反したったということですね。

○議長（福田忠由君）

山下産業建設課長。

○産業建設課長（山下真一君）

はい、嚴重注意ということで、はい、そのように受け取ってます。

○議長（福田忠由君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

これからね、そういうことのないように、課長変わったんでさ、よろしくお願いときます。ついでに聞いておきたいんですけども、（仮称）国際鯨類施設の建物に通じる道路にすむと思われる箇所2か所伐採していますが、あそこは国立公園の特別地域第2種だと思います。今回は許可を取ってやったのかどうか、お答えください。

○議長（福田忠由君）

山下産業建設課長。

○産業建設課長（山下真一君）

はい、許可を頂戴してございます。

○議長（福田忠由君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

もしあると思うんですけど、その後でいいからちょっと見せてほしいと思います。よろしく

お願いします。

○議長（福田忠由君）

山下産業建設課長。

○産業建設課長（山下真一君）

現在、コピーが手元にある程度なんですけど、こちらを御覧いただくということでよろしくお願いいたします。

○議長（福田忠由君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

環境省は、国際鯨類施設の出入口の道路はですね、南紀園横の工事車両入るとこあるじゃないですか、上のほうに。あそこを使えとか、そういうことは言わなんでしょうか。

○議長（福田忠由君）

山下産業建設課長。

○産業建設課長（山下真一君）

はい、特に言われてございません。

○議長（福田忠由君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

環境省もいい加減ですな、ほんまに、ほんまに思う。環境破壊もええとこやと思うけどね、あれ見に行くと。分かりました。そしたら、2番目のタクシー券についてということで、太地駅からのタクシー券についてということで、これについても令和4年第4回定例会において、1、タクシー券について、①タクシー券交付についてということで質問しました。21時16分、太地着のくろしお21号と23時23分着のくろしお27号には、じゅんかんバスが接続されていないのは不公平ではないかということで、タクシー券を出してやってほしいと質問しました。今もうダイヤが変わって、号数がちょっと違たあるかも、時間が違たあるかも分からんけど、これは令和4年定例会においての時間です。そのときの三軒町長の答弁ですけども、前の部分は除きますけども、全く私もその通りだと思っております。内部で副町長ともいろいろ話し合っているんですが、そのタクシー券がいいのか、また他の方法があるのか、とにかくそういう利便性をさらに高めていくというソフトの部分で、今後、何とか早い機会にそれを解決したいと。これまで専門家も入れて、その時間調整というのは、何回もやったんですけども、限界が来たなということがあります。それなので、今のタクシー券を配布するのか、また別のバスをその時間に出すのか含めて、早急に検討して結論を出したいと、やるということで前向きに検討して、必ずそういう期待に応じられるようにしたい

とそうように考えておりますということでした。令和4年12月から、もう約9か月が経っております。これについての進捗状況を聞かせてほしいと思います。

○議長（福田忠由君）

和田総務課主査。

○総務課主査（和田正希君）

令和4年12月の定例会におきまして、漁野議員様よりご提案、ご要望いただきました21時台、23時台の特急に対してタクシー券を利用できるようにというご要望であったかと思っております。役場としまして、令和4年12月に検討を開始しまして、現在の状況をお伝えいたしますと、事業者を含めて協議しておりまして、利用方法につきまして詳細のほうを詰めているところでございます。利用方法といたしましては、太地駅、今現在、タクシー常駐しておりませんので、タクシーのほうを事前に手配する必要がございます。こちらにつきましては、利用者に事前にタクシー会社の連絡先につきまして、広報等でお知らせした上で、利用者より事前に利用する前に電話、行き先が太地町内であることをお伝えしてもらって、タクシーが太地駅にてお迎えすると。タクシーに乗車した後、太地町民であること及びJRを利用していることの確認といたしまして、例えばマイナンバーカード、運転免許証等、身分証明書の確認及びJRの利用しているかどうかということ切符、こちらの確認をタクシーの運転手にしてもらった後に、利用者の方をご自宅へお送りすると、そして後日タクシー会社から役場に費用を請求していただくような、このような方法を検討しているところでございます。タクシー券の配布のほうも検討したんですけども、利用者がタクシー券事前に申請するという中で、役場のほうにちょっとおいでいただくと負担が生じることと、仮に休日、急に例えば大阪のほうの親類がお亡くなりになって急に土曜日、日曜日行かないといけないと、そういう際には役場のほうが開庁しておりますので、そのような対応が取れないということ。また、タクシー券利用者本人以外に配布する可能性もあるのかなということと、仮にタクシー券を利用するとなった際には、その申請の事務、役場内における事務作業等が発生することなどを総合的に勘案しまして、当該方法を検討しているところでございます。以上です。

○議長（福田忠由君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

12月に私が提案した方法よりも、そのほうがもらうっていうかな、利用する人は助かると思うんで、その方向ですいませんけど、よろしくお願いします。3番目の税・保険料についてということで、納付方法について、町民への納付書の配布は、町民税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の4種類と理解してるんですけども、それでよろしいで

すか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

そのほかに、固定資産税、軽自動車税、後は水道料金とかもあると思います。以上です。

○議長（福田忠由君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

そしたら、7種類あると理解しといたらいいですか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

詳細きっちりとは、ごめんなさいこの段階では申し上げにくいですが、恐らく7種類になると思います。以上です。

○議長（福田忠由君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

その納付の方法はどのような方法があるんですか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

お送りしました納付書を持って金融機関等の窓口に行ってお支払いいただく方法と、口座から引き落とししていただく方法、町民税につきましては、特別徴収といたしまして給与を受けられてる方でしたら、給与から天引きしていただく方法、後、これは今年度から始まったんですが、固定資産税と軽自動車税につきましては、納付書の方にQRコードを印字しております、それを読んでいただくことで、Pay Pay等の電子マネーからお支払いいただけたりとかというような方法も、令和5年度から始まっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

銀行窓口と引き落とし、それと町民税は特別徴収があると、介護保険料も特別徴収あるよね。役場の窓口はどんなですか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

役場の出納室でもお支払いいただくことができます。後ごめんなさい。先ほどの補足として、年金受給者の方は年金から天引きでお支払いいただいている場合もあります。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

これ、質問するのは特別徴収は別に、もう引かれるからいいんですけども、そして銀行窓口と答弁しましたけど、納付できる銀行はどこですか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

紀陽銀行、みくまの農協、郵便局、新宮信用金庫の四つになります。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

納付は全国どこでもできるんですか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

そこの今申し上げた金融機関の支店等がありましたら、でなければ納付できませんので、郵便局以外は、東京や大阪とか、大阪とかであれば紀陽銀行ありますが、日本全国どこでも納付できるのは郵便局のみになります。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

私は聞いたのは、2 府 3 県というんですか、近畿だけしかできやんというのは聞いたんですけど、全国できるんですか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

郵便局については全国できます。近畿 2 府 4 県とその他の都道府県との納付書、支払の納

付書が異なるんですが、全国で納めることができます。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

いや、これを聞いているのはね、やっぱり働く人が役場の窓口であるとか、銀行の窓口というのは平日しかやってないんで非常に不便だと。土日休みやし、働きやる人も土日休みやし、役場も銀行窓口も土日休みやし、非常に不便やから何とかしてくれんかという声があったんで、ちょっと聞いてみようかということで質問させてもらうんですけど。一番最初に思ったのは納付書で、納付書を使ってもうATMで支払えるようにはできやんのかということ僕が考えたんですけど、それはできやんのですか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

コンビニエンスストアとかと新たな契約を結ぶことによって、そちらの方法も、そういう契約することによってコンビニ納付が可能になることもあります。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

いや、その納付書を持ってATMへ行って、ATMで支払うことはできやんのですか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

ATMで支払うことはできません。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

それは可能なんですか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

その辺はごめんなさい、金融機関とちょっと詰めてはいないので、技術的に可能かどうかはちょっと分かりません。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

ネットで買ったりしたらさ、コンビニ支払いとかATMで、一番多いのコンビニやと思うんやけど、なんか納付書で直接、郵便局のATMに入れて支払うこともできるやないですか。それは非常に難しいんですか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

費用面等どうなるかというところもあると思うんですが、後は近隣市町村と比べてみますと、その利用をあまり聞いたことがありませんので、何かしら難しい部分ももしかしたらあるのかなと感じております。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

いや、通販なんかさ、申し込んで商品が来たら、そういうの、払込用紙が入ったって、それでもって郵便局であれできるやないですか。だから、そういう形はできないのかなと僕は最初に思ったんですけど、先ほどコンビニとかいうのがあったんですけども、コンビニでも支払いできるようにはできないんですか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

コンビニのお支払いを導入する自治体はかなり多くありますので、新たな投資費用等も生じてくることはあるんですが、契約すれば可能だと思います。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

太地にはコンビニないんやけど、でも、やっぱり働きに、町外へ働きに行かれる人はコンビニ使う率というのは非常に多いから、コンビニでもやっぱり支払えるような体制をとってほしいと思うんですけど、今QRコードというのを聞いたんですけども、やっぱりQRコードも、これはややこしくはないんですか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

それは、個々の気持ちかなと思ひまして、ややこしく感じる方もいらっしゃるかもしれません。以上です。

○議長（福田忠由君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

やっぱり、コンビニの支払いが一番ええように思うんやけど、町民の利便性を考えて、やっぱり窓口だけじゃなしに、引き落としというのも定番あるけど、やっぱりこれも窓口行かなあかんし、やっぱりコンビニで支払えるような方向で進んだってほしいと思うんですけど、その辺どうですか。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

コンビニ納付につきましては、以前よりどうなのかなということで検討はしていたんですが、初期費用等、後はランニングコスト等検討をしたときに、なかなか難しいかなというところで、今までちょっとやっていない次第ではあります。今回、また再度どうなのかなというところを検討していかないといけないかなと考えてるんですが、まず、初期費用にシステム改修として800万ほどかかります。あとランニングコストとして、月に3,000円、件数1件当たり60円の費用が今の予定として生じます。その費用を払ってでも利便性は、それ以上の利便性もあるというふうにも思われるんですが、少しタイミングがちょっと難しくなってきたかなと思うのが、先ほど申しました今年度より始まったQRコードを用いた納付方法になります。これは、本当、個々の感覚のところも大きいので難しい、なかなか状況を把握するのは難しいんですが、本当に技術の進歩というのがめまぐるしく、本当に早いなというところで、今の、本当この今の時点で考えた場合、コンビニ納付今すぐぱっと始まるのであれば、便利かなとQRコードを利用される方よりもコンビニ納付あることで助かるよと思われる方のほうが多いかなとは感じるんですが、先ほどの初期投資の費用、ランニングコストを考えた場合に、今後どうなのかなと、結構QRコードでいきますとコンビニも行かなくていい、本当自分のタイミング、自分の空き時間でそういうお支払いしていただくこともできますし、ここ分かりませんが、ほかのネットでのショッピング等で、もう皆さん結構スマホ等を使われて簡単に、そちらのほうが身近に感じられてる方もかなり増えてきてるのかなと。太地町の場合、確かに勤められてる現役世代の方については、コンビニでぱっと収める方も多いたと思うんですが、特に固定資産税で、町外、県外ですね、遠方から納めていただいている方については、本当感覚は分かりませんが、私たち以上に、田舎で暮らしてる者以上に、そういうQRコードとか、こういう電子決済というのが身近に感じて、より生活

になじんでるんじゃないかなというところもあります。そういうふうなところを踏まえますと、ちょっとコンビニ導入のところの判断が非常に難しく、昔よりかなり難しくなってきたなというところは感じております。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

初期費用が800万円というのを聞いてちょっと引いてしまうんで、ちょっと太地にとって800万円というたら非常に大きな額なんで、その初期費用に。僕もQRコードというのは初めて聞いたもので、僕が見たやつにはQRコードついてなかったんで、この令和5年からQRコード固定資産税と軽自動車税には導入されていると。私はそれやったらもう若い子というのは、そんなん苦にせんと思うんで、それやったらもう7種類にQRコード全部つけて、したほうが、それはもう僕はそれのほうが若い子らは楽ちやうかなと思うんやけど。今後、後の5種類、納付書にはQRコードがついてくるということですか、来年度あたりぐらいからは。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

このQRコードにつきましては、太地町だけでできるということではなく、日本全国で足並みをそろえる形になりますので、ただ、国の方針として順次、利用できる税目を増やしていくということで今進んでおります。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

そうしたら、コンビニ支払いも便利やけど、その辺ちょっと辛抱してもうて、QRコードつきの待つように、僕は言います。初期費用も、これ800万円いうたら、その人も太地の情勢考えたら納得してくれると思うんでね。だから、できるだけ早うね、でも太地町だけではできないということなんで、でも、この二つについたということは、近々ついてくると思うんで、そういうことで説明しておきます。太地町の工事についてということで、現在、着工している工事についてということで、太地町において、現在、着工している工事は幾つありますか。

○議長（福田忠由君）

井上産業建設課主査。

○産業建設課主査（井上正哉君）

現在、着工していて工事看板かかっている現場確認しましたら10か所あります。以上です。

○議長（福田忠由君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

それぞれの工事の業者名と工期をお願いします。

○議長（福田忠由君）

井上産業建設課主査。

○産業建設課主査（井上正哉君）

工事名、(仮称)国際鯨類施設新築工事、工期が令和4年3月31日から令和5年10月31日、太地漁港向嶋船揚場改修工事、工期が令和5年1月14日から令和5年10月30日、常渡線舗装修繕工事、工期が令和5年5月24日から令和5年の11月19日、太地小学校キュービクル取替工事、令和5年6月22日から令和5年9月19日、燈明崎園地整備工事、令和5年7月21日から令和5年9月28日、太地公園時計設置工事、令和5年7月29日から令和5年11月15日、向嶋船揚場付帯施設整備工事、ウインチの整備工事になっております。こちらが令和5年8月2日から令和5年9月30日、続きまして森浦湾沿道整備工事、こちらが令和5年8月3日から令和5年12月25日、夏山園地整備工事（その1の2）、こちらが令和5年8月9日から令和5年10月10日、最後に、向嶋船揚場付帯施設工事(建屋)、令和5年8月31日から令和5年11月28日、以上10件となっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

この中で、延長及び再々延長した工事というのはどれなんですか。

○議長（福田忠由君）

井上産業建設課主査。

○産業建設課主査（井上正哉君）

現在のところ、(仮称)国際鯨類施設新築工事と太地漁港向嶋船揚場改修工事の2件です。

以上です。

○議長（福田忠由君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

国際鯨類施設は、最初は令和4年の何日からやったですか。

○議長（福田忠由君）

井上産業建設課主査。

○産業建設課主査（井上正哉君）

令和4年3月31日です。以上です。

○議長（福田忠由君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

国際鯨類施設は令和4年3月31日から、当初はいつまでやったんですか。これ向嶋は、一つしか言わないんだけど、3種類伸ばしてないんですか。三つは延ばしてないんですか。

○議長（福田忠由君）

井上産業建設課主査。

○産業建設課主査（井上正哉君）

国際鯨類施設新築工事のほうは、当初は令和5年3月31日までとなっております。向嶋船揚場改修工事、付属でトータルで三つ、3件あるんですけども、こちら伸びているのが向嶋の船揚場本体の改修工事となっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

これ全て、工期内に終了します。

○議長（福田忠由君）

井上産業建設課主査。

○産業建設課主査（井上正哉君）

今現在、工期内に完了に向けて進んでおるんですけども、現場、天候等もあると思うんですけども、そちらと、またあの工場製品であれば、工場の製作期間がかかっているもの、そういうところもありまして、絶対に全てが工期内に終わるということは、ちょっと言えないんですけども、現在、現場のほうは工期内完了に向けては施工していただいております。以上です。

○議長（福田忠由君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

工期というのは、天候も考えてしたあるはずやからさ、間に合うかどうか分からんというのは、ちょっと明言できないのはおかしいですか。

○議長（福田忠由君）

井上産業建設課主査。

○産業建設課主査（井上正哉君）

当初、工事日数というのは標準工事日数として、金額により参考の日にちがあげられてます。金額によって、議員さんおっしゃるように、天候等も入ってるのではないかということなんですけども、その他、現場においていろいろな当初予定していなかったことなども出てきますので、その辺確実にと言えないところは、そういうことも含んでおります。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

鯨類施設はできると思うんやけど、10月31日までに、怪しいのはどれなんですか。

○議長（福田忠由君）

井上産業建設課主査。

○産業建設課主査（井上正哉君）

現在、分かっているところで、太地小学校キュービクル取替工事なんですけども、こちらキュービクル製作に、工場生産品なんですけども、日数かかるということで、こちらのほう工期ちょっと延期の恐れがあるということです。また、向嶋船揚場付帯施設整備工事なんですけども、こちらのウインチ、いやまたその方向転換、ローラーを設置する工事なんですけども、こちらの本体の船揚場改修工事がある程度進捗してこないと設置等できません。その辺で現在9月30日というのがちょっと難しいかなという、今のところ以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

今、工期見るとキュービクルは9月の19日になったあるのかな、ウインチのほうは9月30日となってますけど、この二つがちょっと怪しいということで、これも質問するのは、結構太地の工事ってさ、延期になるやつが、延長になるやつが多いんですよ、なんか知らんけど。だから、ちょっと聞いとるんですけど、その辺ちょっと引き締めてやってほしいと思います。今、鯨類施設なんですけども、これ落札価格は最低落札額で15億5,276万6,000円で、税込で16億8,779万円なんですけども、現在、この値段でできるんですか、現在どのぐらいの値段になってるんですか、建設費が。

○議長（福田忠由君）

久保総括課長。

○総括課長（久保亨一君）

今、以前にもちょっと議会の中でご説明させてもうた記憶はあるんですけども、若干、変更の関係で今の契約額よりも約1億ぐらい増える見込みですということで、報告した覚えは

あるんですけども、まだ正確な精算ではないんですけども、まだ分からないところが、未確認の部分がありますので、正確な金額というのがまだつかめてないような状況でございます。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

これ入札価格が15億5,276万6,000円の最低価格なんですけども、これに今のところ分かっているだけでも1億プラスと、16億5,000万ぐらいになってきて、法律上の入札金額は18億ぐらいになってきたあると理解しといてよろしいですか。

○議長（福田忠由君）

久保総括課長。

○総括課長（久保亨一君）

消費税込で約18億の契約額になろうかと今考えております。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

この入札執行調書見たら、非常に面白いんですけども、常渡線舗装修繕工事と、夏山地区整備工事（その1の2）、指名入札で7者なんですけども、7者は同じ7社なんですけども、常渡線舗装修繕工事は最低価格が3,669万1,000円なんですけども、6者が3,669万1,000円、同額なんですよね。それで1者が、それより1,000円低くて失格になったあるんです。この夏山園地はね、これも落札最低価格が1,478万4,000円で、5者がその最低制限価格で、1者がそれより5,000円高いだけで入札されてあるんですけど、こういうことってあるんですね。くじ引きで、海邊組さんと、夏山組が取っているんですけど、これ、くじ引きってどんなにするんですか。

○議長（福田忠由君）

井上産業建設課主査。

○産業建設課主査（井上正哉君）

太地町のほうは入札は郵便入札なので、開封後に同札があった場合、業者さんにこちらへ来ていただいてくじ引きを行う、議会のほうで使われている番号の札とマル・バツのくじがあるんですけど、そちらをお借りして抽選してさせていただいております。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

これ二つとも最低制限価格というのは、公表してないですよ。

○議長（福田忠由君）

井上産業建設課主査。

○産業建設課主査（井上正哉君）

はい、議員さんおっしゃるとおり、公表はしていません。事前の公表はしてありません。

○議長（福田忠由君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

みんな計算して同じ値段になるんですね、これ。すごいですね。1,000円まで当てたあるというか、4,000円まで1,000円の位まで当てたある、これはすごいことだなと僕は思うんですけど。事前に漏れたあるというようなことはないと思いますんで、みんなすばらしい計算力を持ってあるんやなと思います。それから、これ着工してない工事はどれになりますか。

○議長（福田忠由君）

井上産業建設課主査。

○産業建設課主査（井上正哉君）

現場の状況からの判断ですけども、常渡の舗装修繕工事で森浦湾沿道整備工事の2か所です。以上です。

○議長（福田忠由君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

そうすると、この二つが、工期が令和5年の5月24日から11月19日、6か月ですね、約。森浦湾沿岸整備工事が令和5年8月3日から12月25日、これ4か月ちょっと、約5か月になってくるのかな。これがまだ着工されてないと。この着工してない理由は何ですか、これ5月24日からになってあるんですよ。これは8月3日からになったあるし、これ着工してない理由は何ですか。

○議長（福田忠由君）

井上産業建設課主査。

○産業建設課主査（井上正哉君）

常渡舗装修繕工事のほうなんですけども、こちら夏休み等、そういうところが絡みましてので、一応夏休み後でも、工期内に完了することはできるかとかいう、そういう協議させていただきまして、完了は可能ということをお伺いしましたので、ちょっと夏休みを避けて施工いただくよう、また住民への周知期間もいただくようさせていただいております。森浦湾沿

道整備工事なんですけども、こちら現場自体は動いてないんですけども、材料と購入手配、そういうのは進めているということで、材料来次第、工事に入っていくのかなと考えております。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

日報は出てます。

○議長（福田忠由君）

井上産業建設課主査。

○産業建設課主査（井上正哉君）

日報は、月ごとには出していただいております。最初に契約工程表というのをいただいておりますけども、はい、以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

日報は出さなくてよろしいんですか、工事は。

○議長（福田忠由君）

井上産業建設課主査。

○産業建設課主査（井上正哉君）

現在、もう最終、日報等は提出というところではないんですけども、業者のほうで保管義務というのもありまして、検査のとき等に提出いただいております。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

何で日報というんですか。工事開始してから日報出したらいいんですか。どないなったんですか。

○議長（福田忠由君）

井上産業建設課主査。

○産業建設課主査（井上正哉君）

あくまでこの日報というのは、会社側がその現場においての出ずら等そういうことを判断するものであり、こちら、役場のほうに直接日報の提出というのはしていただいております。現在のところ。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

もう5月24日で、始まったらもう終わったあるように思うんやけど、この二つについては延長なしでお願いしときますよ。なんか太地でなめられたあるんちゃうかなと思って。次に、太地町の事業についてということで、①太地町通院サービスについてということでちょっと聞きたいと思います。最初にですね、私はこの事業について反対の立場ではないということだけは言っておきたいと思います。広報に掲載されたお知らせを読んで、多くの問題があるんじゃないかなと感じ、いろいろ聞いておきたいと思います。まず、この広報に載ってる、掲載されてるお知らせをつくったのは何ていう協議会とか委員会とかあると思うんですけども、どういう組織でつくったんですか。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

広報につきましては、事業の主体の太地町、私どもと委託を検討しておりました社会福祉協議会とで検討いたしました。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

そしたら、これ、つくった人の名前お願いします。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

データにつきましては、社会福祉協議会のほうで作成をしていただきました。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

だから名前言うてくれって、誰がつくったか。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

すいません、ちょっと作業を行った者につきましては、ちよつとこちら把握しておりませんので確認をさせていただきたいと思います。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

こういう大事なことをつくるのにさ、誰がつくったか把握してないわけ。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

はい、すいません、ちょっと作業者までは申し訳ございません、ちょっとこちら確認はしております。すいません。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

調べて、ちょっと聞きたいんで調べてください。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

はい、早急にちょっと確認いたします。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

これ、ほたらお知らせをつくった責任者は社会協議会の会長になるんですか。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

こちらの協議をして作成したものになりますので、太地町及び社会福祉協議会のほうになると考えております。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

そしたら、責任者は会長だってことですね。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

事業主体は太地町となりますので、私どもと考えております。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

つくったのは社協でしょう。違うんですか。つくった人の名前も分からなくて、どんなになったあるんですか、これ。大事なことですよ、これ。分からなんだら分からんでええけど、今調べてくれやるんやから、ちゃんと名前あげてください。私は議員の総務厚生常任委員会の委員なんですけども、このお知らせについては全く知りませんでした。載ったあったんでびっくりしたんですけど、これ常任委員会になんでかけやなんだんですか。相談なかったんですか。

○議長（福田忠由君）

三軒町長。

○町長（三軒一高君）

議会でも質問があつて、まず、実験的にやって一つの形がどういう形がいいのかということをもとめてから、正式に来年の4月に実際にやりたいと、それまでにいろいろな問題点が出てくるだろうから、まず、9月ぐらいからできるだけ早く始めて、そういうデータを集めて、4月に実質上やるのに、その前にあの相談したらいいんじゃないかということで、その前段の部分でやってるんで、その点理解していただければ、これが4月の実際に予算化してきて出てきた段階になったら、もっと詳しく、またその前に総務委員会相談せえって言うんだったら相談したらいいでしょうし、今、その実験をやってる段階なんで、その点、ご理解いただければありがたいかなと、そのように思っております。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

その辺は理解したあるんですけども、十分。でも買い物ツアーと違って、1回これ始めてしもたらさ、なかなか後に引けやんと思うんでね。だから、大事なことやなと僕は思うんで、始めてしもたらね、だから、こうやって聞いとるんですけども。太地町に住所を有する65歳以上の高齢者とありますよね。これ何で65歳以上なんですか。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

こちら介護保険のほうでこういう通所サービスが受けられない方ということで65歳という設定をしております。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

これ75歳以上でも僕ええように思うんやけど、65歳いうたら僕も入ってくる、もう。だから、僕75歳、後期高齢者でもええん違うかなと思うんやけど、その辺、どういう考えでっていうか、したんかなって思たあるんで、それちょっと聞いておきたい。

○議長（福田忠由君）

三軒町長。

○町長（三軒一高君）

そういうことも含めて、今調査して、提案したいっていう、65がいいのか、75がいいのか、そういう問題点が出てくると思うんですよ、今言われてることを実際ね。そういう中で、一つのまとめをして提案するというにしたいと思ってるんで、今の段階でいろんな問題点を、どういう問題点が出てくるのかなということをやっている段階で、いろいろ言われてもその問題点を見つけて整理しながら、議会へ提案するということなんで、その前段なんでですね、その点、よくご理解していただければありがたいのかなと、そのように思ってます。問題点がたくさんあるんで、だから。本当は後々、この問題点があるからやらないということじゃないんですよ。絶対やるということでやってるんで、その問題点をできるだけ最小限に抑えて解決していきたいという強い我々は意志を持ってるんで、やりたいっていう。そのとこの問題点を今精査している段階で、いやここはどうだ、そこはどうだということを今、町が調査してる段階なんで、意見があれば、個人的にこういうことをどうや、ああって言っただけであればありがたいのかな、そのようにご理解してます。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

今、議会で言わしてもらいます。これ、移動手段にお困りの方、車の運転、公共交通機関の利用、家族の送迎支援が難しい人ってあるんですけども、これをするとですね、僕はみんななってくるんちゃうかなと思います。この介護保険制度における通院等乗降介助の適用が受けられない方っていうのは、どういう方なんですか。適用が受けられる方であっても、突発的な通院に対して、介護保険事業者が対応できない場合はご相談くださいということは、これ介助、これをちょっと分かりにくいんですけど、この辺ちょっとどういう人なのか、ちょっと聞かせてほしいと思います。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

こちら、介護保険で通所等の乗降の適用が受けられないというのは、要介護1以上でこちらのサービスが使えますので、それ以外の方ということになります。こちら、事業所が対応できない場合はということ、通院のこの介護保険等使ったときに事業所等の調整がつかなかったとかという、そういう想定をしております。以上です。

○議長（福田忠由君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

聞いておきたいこといっぱいあるので、家族の送迎支援が難しいとはどういうことを言うのかなって、ちょっと聞いておきたいです。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

こちら、家族により送れない、なんて言うんでしょう、特殊車両が必要なときとかもあると思います、車椅子で行かれる方もあれば、そういう寝台つきのもので必要なる場合もあります。そういうところを想定しております。以上です。

○議長（福田忠由君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

それと、これは結局、税金使うわけですよ、言うたら。ほたら、運行範囲が、町立病院と医療センターの2か所というのは、その前に調べてもうた、そのデータ、今現在、太地町でどこに通院している方々が何人ぐらいおられるのかというの、僕調べといてくれと言ったんですけど。それちょっと言うてください。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

一応、後期高齢者と国保でちょっと分けているんですけども、近隣で言いますと、町立温泉病院が1,283、医療センターが966、新宮病院が7、木下医院が1,087、こちらは往診と訪問診療も含んだ数になります。こちらのほう、内訳がちょっと出ませんでしたので申し訳ございません。串本のほうが21、坂野医院が3,726となります。県内の大きな病院としまして、県立医大のほうが36、日赤和歌山が18、南和歌山医療センターが37、田辺の紀南病院が82、三重県の紀南病院、こちらが11となっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

すいません、これ時間かかったと思うんですけど、まずこれを知っとかなんたらできやんと
思うんで質問させてもうて、データ取っといてくれということで、ご苦勞かけました。や
っぱり町立と医療センターと木下病院も多いんですよこれ。県立医大もあるし、日赤、南、
紀南、三重県の紀南ということで大体分かりました。それでね、これが那智勝浦と医療セ
ンターだけというのが、税金で運営するには不平等やないかなと、その辺思うんですけど、
その辺はどのように思います。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

こちら病院の選定につきましては、町内は内科、坂野先生ところあるんですけれども、ほ
かの診療科となりますと、近隣でしたら一番大きなところが新宮市立医療センターで、その
次が那智勝浦町の温泉病院ということになりますので、こちらの診療科等も含めて検討した
結果、こちらの2病院といたしました。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

僕は要望があったら、県内行ったるべきやと思うんでね。これ、税金使うんやったら、な
るべく、なんちゅうかな、行ったってほしいなと思います。それから、運賃、これ無料で送
迎しますということなんですけども、介護タクシー使ったら1割取られますよね。その辺も
やっぱり不平等やないかなと思うんですけど。その辺はどのように考えてます。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

はい、こちらの通院サービスにつきましては、自宅から病院という送迎のみになります。
介護サービスにつきましては、病院での付き添い、介添えというサービスもございます。と
いうところで、ちょっと内容が異なるというところで私どもそういうふうに考えております。
以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

この町立温泉病院とか医療センターというのは、予約か、ほとんどね。予約が重なった場

合とか、二つの病院でね、10時、10時に連れて行ってくれとか、一つの病院で10時と1時に連れて行ってくれとか、そうなった場合対応できるんですか。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

実際はちょっと今月入りまして、実施している中で同日に希望されているところもござい
ます。後、車両の種類にもよるんですけども、こういうところのちょっと対応につきましては、
実際試行期間中、実際回しまして、そういうところでの問題点、1日どれぐらい対応
できるのかというところをデータ取りまして、検討していきたいと考えております。

○議長（福田忠由君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

いろいろ問題が出てくると思うんですけども、困っている人の手助けするのは賛成なので、
できるだけ、この半年間に欠点というたら悪いけど、見つけて運営できるように、もう町長
が僕を睨みこみやるんで、この辺で、この質問を終わります。最後に、本当はもう2時間ぐ
らいたかかったんやけど、もう睨みきやるからもうやめとく。広域行政についてということ
で、これ8月19日の熊野新聞なんですけども、那智勝浦町と共同運用を協議というのは見
てちょっとびっくりしたんですけども。僕はこれ、1市2町でやるのかなと思っていたんで
すけども、こうやって新宮と勝浦が2町でやるという公式発表ですね、これ言うたらね。こ
れについて、やっぱり太地は入れてもらえやなんだのかなという、非常にちょっとどうして
なんだろうなというのがあるんですけども、いろいろあると思うんで、これについてのちょ
っと説明をお願いします。まちとしたら、広域行政を模索してるんだということで、話があ
ったんでね。これ見てびっくりしたんで、今後どのような形になっていくのかなというの、
ちょっと説明してほしいと思います。

○議長（福田忠由君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

太地町といたしましては、消防が救急とか広域化する場合には、当然それに合わせてやっ
ていきたいという希望というか、そうしたいということで思っております。今回、共同指令
ということで1回そこへ指令が入って、各市町に行くわけですね伝達といいますか、そうい
うこともあります。その後を見据えて、今、漁野議員言われたような形で、ちょっと相手方
もあるんで、ちょっと言いにくいところもあるんですけども、先に向かって広域化に向け
て、目指してやっていきたいなという考えを持っております。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

一応、やっぱりこういうことで始まったとしても、やっぱり太地は広域でやりたいということを進めるということに理解しておいてよろしいですか。

○議長（福田忠由君）

三軒町長。

○町長（三軒一高君）

私自身、新宮の市長さんに考え方を伝えております。ごみについても、10何年先に新宮市が大きくなるらしいので、そのときに広域ということについて我々は加わりたいと、そのことについてお願いします。もうありがたいですよと、新宮市も、東牟婁は一つということ考えてます。ごみのことについてもそうです。その後のことについては、いろいろ手順があるんでということだったんですけど、消防、これがずっと言っていた病院ですね。そして、私自身はごみ、あの火葬はやっと入ったんですよ。そして、ごみ、病院、消防、水まで将来広域でやりたいと。そういうことを考えていただきたいという、新宮市の市長に申し入れしております。新宮市も努力しますという、市長が努力しますということで、県の考え方もそういうような考え方です。ただ、いろいろ、合併の問題からいろいろ、近隣町村いろんな考え方があるんで、そのことについてはあまり言いたくないんですけど、時間がかかることは確かでしょうけど、県も新宮市もそういうことで進んでいくんだらうなと思っております。以上です。

○議長（福田忠由君）

1 番、漁野君。

○1 番（漁野尚登君）

よろしくお願ひしときます。これで一般質問を終わります。

○議長（福田忠由君）

漁野尚登君の質問を終わります。これで一般質問を終わります。お諮りします。本会議中に議員の発言の中で不適切と思われる発言があれば、その部分を会議録から削除することについては議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって本会議中に議員の発言の中で不適切と思われる発言があれば、その部分を会議録から削除することについては議長に一任することに決定いたしました。お諮りします。閉会中の議会活動の中で、調査、会議等で緊急を要する場合の出張につ

いては、議長に一任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福田忠由君)

異議なしと認めます。したがって、閉会中の議会活動の中で、調査、会議等で緊急を要する場合の出張については議長に一任することに決定いたしました。

△閉 会

○議長(福田忠由君)

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福田忠由君)

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。これで本日の会議を閉じます。令和5年第3回太地町議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午前11時49分

太地町議会議長 福田 忠由

太地町議会議員 水谷 育生

太地町議会議員 漁野 尚登